MIZUHO

みずほ証券

医業のためのマネジメント通信

第12号

医療法人における相続対策と出資持分について

1.相続対策とは?

個人に相続が発生した場合、その個人が有していた財産（相続財産）は、相続という形で、配偶者や子に承継されることとなります。また、その承継した財産（相続財産）の大きさにより、相続税は増えたり減ったりすることとなります。

相続対策というと、いかに相続税の負担を低く抑えるかという、相続税対策をイメージされる方が多いかもしれませんが、以下の順番を基本として考えていくことが重要となります。

第一：親族内で揉めないようにする（遺産分割対策）
第二：納税資金が払えるようにする（納税資金対策）
第三：相続税負担をいかに抑えるか（相続税対策）

2.理事長の財産状況は?遺産分割対策は?

特に出資者である理事長が運営される医療法人が、持分ありの医療法人であるとした場合、医療法人の出資持分は、将来相続が発生したときに、財産（相続財産）の大部分を占めることとなります。

仮に、理事長の財産を以下のように想定してみます。

①理事長の財産（相続財産）の棚卸し

医療法人の出資持分	5億円
医療法人の敷地	2億円
現預金等	1億円
合計	8億円

②現状で、相続が発生した場合の相続税の負担

仮に、相続税の負担割合が30%とすると、相続税の負担は、2.4億円（相続財産8億円×30%）となります。

※説明の簡略化の為、相続税の負担税率は仮置きしています。

さらに、追加の前提として理事長には、後継者である子Aと、事業を継がない子Bの2人がいるとします。

※説明の簡略化の為、ココでは配偶者を度外視しています。

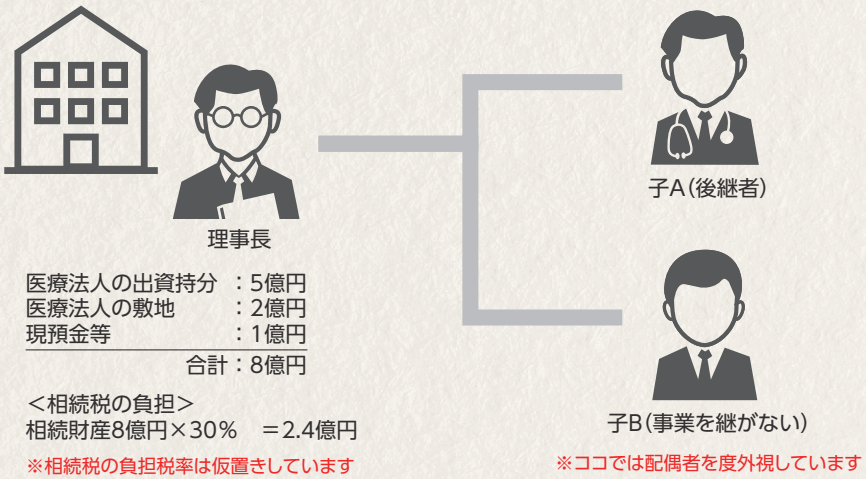

この場合、理事長は財産（相続財産）をどのように分割されますか?

事業を承継する子Aに財産を残す考え方

子Aが、事業を承継するのであれば、その承継する事業に係る財産については、子Aに相続させたいという考え方をされる理事長もいらっしゃいます。この場合、医療法人の事業に係る、出資持分と、医療法人の敷地は、子Aに承継させることとなりますが、財産を承継することにより、子Aは相続税を負担しなければなりませんので、その納税資金も考慮すると、現預金等についても、子Aに承継させてあげないと、子Aは納税資金がなくて困ることになります。とすると、理事長の全ての財産は事業を承継する子Aが相続することとなり、子Bには承継する財産がないということになります。

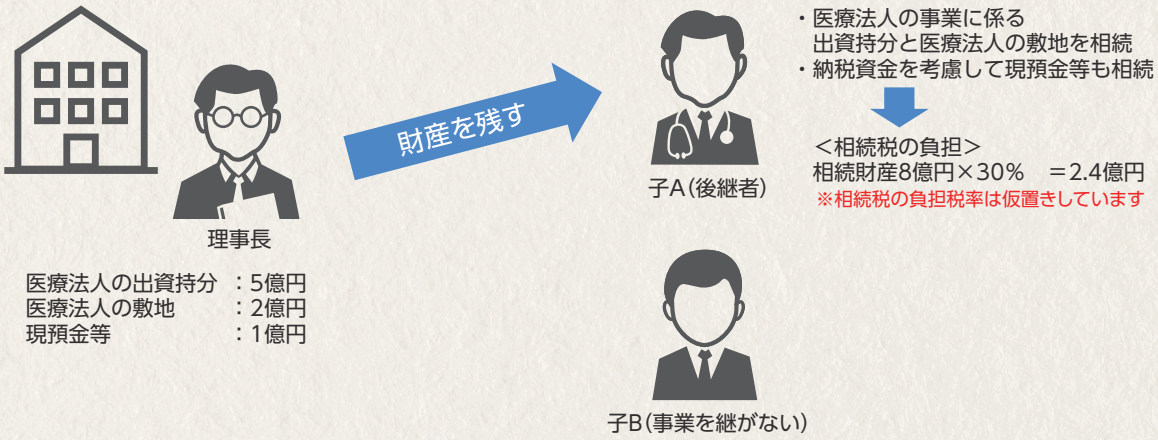

問題

●子Aだけに財産が集中することで、子Bと揉めないか?
●全ての財産を取得したとしても、子Aは納税資金を賄えない。
（相続税の負担2.4億円に対して、現預金等が1億円しかない）

子Aと子Bに平等に財産を残す考え方

理事長からすれば、子Aも子Bも同じ子供であるため平等に扱いたいとお考えになる場合もあります。しかし、事業を承継しない子Bが、事業に係る財産を持つことで、その事業用財産に係る意思決定に関しては、子Bが関わることがあるかもしれません。

例えば、医療法人が将来において社会医療法人を目指したいと思った場合、子Bに、理事長から相続した出資持分（1/2）を放棄してもらう必要がありますが、多額の相続税を負担して相続した出資持分ですので、子Bとしても無条件に放棄するわけにはいかず、金銭的な要求をされることもあります。子Bの財産ですので、当然といえば当然ですし、子Bの財産について放棄をお願いする方がおかしいのかもしれません。

また、医療法人の出資持分は子Aに相続させ、医療法人の敷地は子Bに相続させるというパターンもあります。子Aは医療法人の事業活動から所得を得られ、子Bは医療法人に貸している敷地から不動産所得を得られることとなります。医療法人の事業が順調である場合は良いかもしれませんが、医療法人の事業が厳しい状態においても、医療法人から子Bに対して、敷地の賃料を払い続けなければなりませんので、不公平と感じる場面が出てくるかもしれません。

子Bの財産は、子Bに相続が発生すると、子Bの次の世代に承継され、さらに財産の分散が進むこととなります。事業に必要な財産については、集約するのか、或いは信託などを用いて集約できる仕組みを作るのかなど、検討しておくことも必要かと思います。

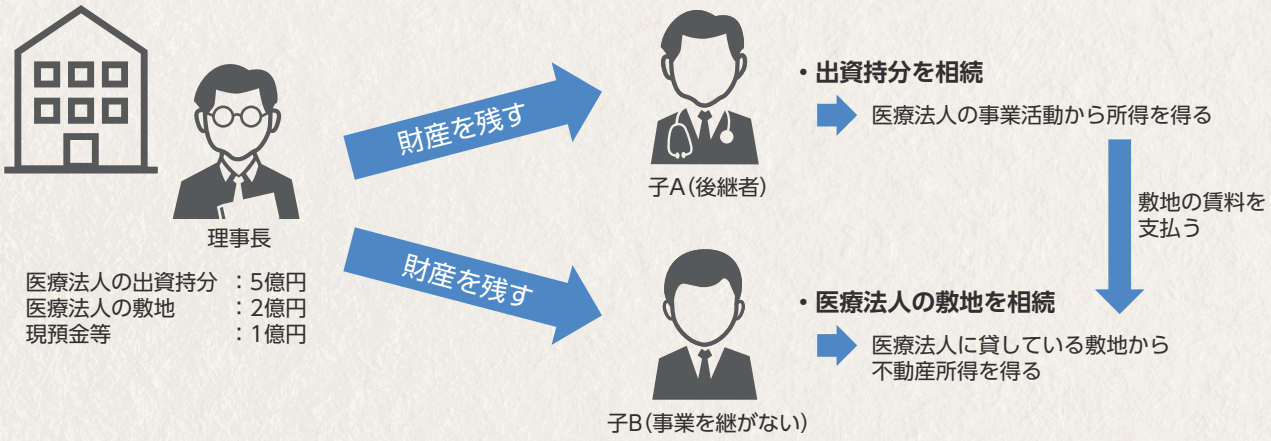

問題

●子Bが事業用財産を持つことで、医療法人の意思決定に支障が生じないか?
●事業リスクを負う子Aと、事業リスクを負わない子Bとの公平感は?
●子Bが相続した財産は、子Bの次の世代への相続により、さらに分散されていく。

3. シミュレーションの必要性

医療法人の出資持分対策をもって、相続対策として語られるケースも多いですが、これまで見た通り、まずは相続財産の棚卸しをし、相続税のシミュレーション、そして相続人(子Aと子B)に、どのように遺産を分けていくか?さらに、相続税は払えるのか(納税資金の問題)?ということも併せて検討する必要があります。

実務をする中で、よく理事長から相続対策は顧問税理士に任せているから大丈夫という声を聞きます。しかし、顧問税理士に任せて相続対策が進んだという事例を見たことがありませんし、顧問税理士が勝手に対策を進めることはまずありません。顧問税理士から何らかの提案があり、理事長がその提案に対して意思決定をすることで、対策は進むこととなります。つまり、理事長自身がシミュレーションをすることで現状を把握し、将来における事業や子にどうなってほしいか?どうあってほしいか?など想いを整理しながら、財産の分け方を決め、納税資金にも配慮しながら進めていくものだと思います。

4. 認定医療法人という選択肢

ここで、認定医療法人について簡単に説明すると、認定医療法人とは、医療法人の出資持分を放棄するための一つの方法ということができます。ココでは詳しい説明は割愛しますが、適正な事業運営を行うという要件はあるものの、医療法人の持分を無税で放棄することができるわけです。また、今まで通りオーナーで事業運営することも可能で、役員に第三者を入れる必要もありません。

	相続財産	医療法人の運営(議決権)
持分ありの医療法人	出資金の評価が相続財産となり、相続税が課税される	オーナー
持分なしの医療法人	出資持分放棄により、個人の持分はなくなるので、相続税の課税はない	オーナー

【例1】では、先ほどの事例で、認定医療法人を選択した場合の理事長の相続財産についてみてみましょう。

①理事長の財産（相続財産）の棚卸し

~~医療法人の出資持分~~	なし
医療法人の敷地	2億円
現預金等	1億円
合計	3億円

医療法人の出資持分を放棄するので、5億円あった出資持分の評価がゼロ。つまり、相続財産が5億円圧縮されたこととなります。

②現状で、相続が発生した場合の相続税の負担

仮に、相続税の負担割合が30%とすると、相続税の負担は、0.9億円（相続財産3億円×30%）となります。相続税の負担も大きく減少し、手元現預金等1億円で納税も出来そうな感じになってきました。

【例2】さらに、理事長が保有している医療法人の敷地を、医療法人に売却したらどうなるでしょうか？

①理事長の財産（相続財産）の棚卸し

~~医療法人の出資持分~~	なし	
~~医療法人の敷地~~⇒現金（売却代金）	2億円	
現預金等	1億円	
合計	3億円	（全て現預金等）

※敷地売却による、譲渡税、流通税は度外視しています。

医療法人の敷地を売却することにより、売却代金として受取った2億円が理事長の財産となります。つまり、理事長の相続財産の全てが現預金等となります。

②現状で、相続が発生した場合の相続税の負担

仮に、相続税の負担割合が30%とすると、相続税の負担は、0.9億円（相続財産3億円×30%）となります。

理事長の相続財産は、現預金等3億円となっているため、相続した財産の中から、納税も可能となります。また、医療法人の事業に係る財産については、出資持分については➡放棄、敷地については➡医療法人に譲渡、したことにより、理事長個人としては、揉めにくい現預金等のみの状態となります。現預金等のみですので、子Aと子Bでどのように財産を相続しても、医療法人の事業に影響を及ぼすこともありません。医療法人の事業に係る財産については、医療法人が保有することで、将来にわたり、（相続による）分散リスクもなくなりますし、医療法人の事業の承継は、役員交代だけとなりますので、子から孫への承継という次世代においても事業の承継がスムーズになると考えられます。

認定医療法人は、医療法人の出資持分を放棄する方法ですので、抵抗がある方も多くいらっしゃいますが、出資持分を保有し続けるメリットは何でしょうか。出資持分には議決権がありませんし、配当を受取ることも禁止されています。おまけに相続税まで課税されるというものです。

出資者個人の権利として出資持分の払戻請求権は、ありますが、医療法人側から見れば、払戻請求に応じるとなると、事業運営に支障をきたすような多額の資金支出になるかもしれません。また、出資持分の払戻請求に応じられない場合には、親族間での争いにもつながってくることになります。

出資持分についても、理事長自身が、持分ありがいいのか、持分なしがいいのか、メリット・デメリットを理解していただき、ご検討いただけたらと思います。

以下に、厚生労働省が公表している認定医療法人制度に関する資料を抜粋し、掲載いたします。認定医療法人制度についての認定医療法人を採用したことによる肯定的な意見と、誤解が掲載されています。

認定医療法人からの制度に対するご意見①

○肯定的なもの

・事業承継における贈与税や相続税負担の憂いがなくなったのは大変ありがたいです。以前の制度では要件が厳しかったため、現実に即した改正をしていただいたことも、移行の後押しになりました。

・非常に合理的で良い制度だと感じています。相続問題に煩わされることなく、本業に専念できる環境を作ることができました。また、普段から理事長のリーダーシップがあれば、持分によるオーナーシップの問題はさほど気にしなくてもよいと思っています。

・相続税で悩むことがなくなってよかった。理事長の父親の相続税負担は認定医療法人でなかったため膨大だった。関係者取引の見直しや公正化が図れるため金融機関からの信用が高まる。

・従来の個人病院の延長という考え方から一線が引け、利益供与や公私混同の概念が払拭できてよかった。経営層に医療法人という法人組織の体制が浸透できた。

・理念を持ち運営しているのであれば認定医療法人移行は当然の処理。地域医療、法人職員が働きやすい環境を作り、永続発展させる考えがあれば認定医療法人に移行しても何も運営に支障はない。

・今回の移行により、法人のガバナンスの強化に結び付いた。

・病院の継続的な運営が可能となることで地域貢献も継続できます。大変素晴らしい制度と思います。

・私は10年前に相続時、相続税を負担したが、次世代は負担がなくなり時代にマッチした改革と思う。

（出典）持分の定めのない医療法人への移行計画認定制度（認定医療法人制度）の概要《厚生労働省》

よくお伺いする疑問

1　そもそもの疑問
- 「持分あり医療法人」の方が良い。今のままで良いのではないか？
- 「持分なし医療法人」では、出資持分が無くなるため運営ができないのではないか？
- 出資持分という財産権を手放したくない。

2　認定医療法人制度の要件についての疑問（誤解）
- 親族経営をしたいので認定医療法人制度を利用できない。
- 特別の利益供与の要件があり、関連会社との取引を解消しなければならないため、制度の活用が難しい。

3　認定医療法人のメリットは理解している方に残る疑問（誤解）
- 後継者が決まったタイミングで検討するつもり。
- 相続も発生していないのに移行を検討する必要は無い。
- 経営状態が悪いので、持分の価値が下がっているから、持分なし医療法人への移行を検討する必要がない。

（出典）持分の定めのない医療法人への移行計画認定制度（認定医療法人制度）の概要《厚生労働省》

最後に、オーナー経営を維持されたい持分ありの医療法人の出資金に対する選択肢は、3つのパターンしかありません。まず、①現状の持分ありの医療法人を維持するパターンです。もちろん、このパターンは、相続税の負担が発生することになります。次に、持分なしの医療法人に移行するパターンで、このパターンには、②認定医療法人制度を活用しない方法と、③認定医療法人制度を活用する方法があります。

	相続税	贈与税
①持分ありの医療法人	**課税あり**	課税なし
②持分なし（認定医療法人制度を活用しない）	課税なし	**課税あり**
③持分なし（認定医療法人制度を活用する）	**課税なし**	**課税なし**

②の持分なしの医療法人に移行するパターンは、出資者個人が出資持分という財産を放棄することで、その財産が医療法人に帰属すると考えられることから、医療法人に贈与税が課税されるという取扱いとなっています。

つまり、持分を維持する①のパターンは理事長の相続人（子A又は子B）に相続税が課税され、持分を放棄する②のパターンでは、医療法人に贈与税が課税されるわけです。この①と②の課税されるパターンが基本となります。

認定医療法人制度を活用する③のパターンは、相続税の負担も、贈与税の負担も課税されないパターンとなります。さらに、これまで通りオーナー経営を維持できる方法となっています。

ただ、この認定医療法人制度は、令和8年12月末日までの期限となっておりますので、この認定医療法人制度が再延長されなければ、持分ありの医療法人の出資金に対する選択肢は基本に戻り、①と②の課税されるパターンのみとなります。

医療法人の事業運営を安定化させ、相続対策にも有効な手段でもありますので、「誤解したまま」とか、「知らなかった」とならないよう、認定医療法人という選択肢があるうちに、相続対策について、ご検討頂くとともに、出資金対策に留まらず、相続財産全体を見渡し、財産を組み替えていくなどすることで、家族が揉めない財産構成を目指していただけたらと思います。

（ご留意事項）

■本資料は、医業経営、医療制度、医業承継およびその他医療関連のトピックス等について十分な知見を持っているとみずほ証券（以下当社）が判断した第三者／機関に執筆依頼のうえ、当該トピックス等の紹介や解説およびその効果等に関する説明等を目的に作成されたものです。したがって、当社は明示、黙示を問わず内容の正確性・完全性およびお客さまへの適合性について保証するものではありません。また、別段の表示のない限り、作成時点の法令に基づくものであり、将来、法令・制度の改正および解釈の変更がなされる可能性もあることにご留意ください。なお、執筆者／執筆元はみずほ証券の関連会社ではありません。

■本資料は、お客さまへの情報提供を目的としたものであり、金融商品の取引を勧誘・推奨するものではありません。また、執筆者／執筆元のサービス等の広告・宣伝および勧誘・推奨を当社が行うものではありません。

■当社は、本資料の具体的な内容についてのご質問等にお答えすることはできません。また、当社からの執筆者／執筆元に対するお取り次ぎ等もできません。

■本資料に記載されるサービス等を実際にご検討の際には、今後の制度改正の動きに加え、具体的な実務や法解釈の動向およびお客さまの個別の状況等に十分ご留意いただき、必要に応じて、所轄の税務署や弁護士・公認会計士等の専門家などにご相談のうえ、お客さまご自身の責任・判断をもって行っていただきますよう、お願い申し上げます。

■本資料に記載される内容の複製ならびに第三者への提供は、ご遠慮ください。

監修：日本経営ウィル税理士法人　代表社員税理士　大坪洋一